



議案第三十四号

高橋地区かんがい排水事業（農村地域農業構造改善事業）計画に  
ついて

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律  
第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾六年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

- |   |            |                                        |
|---|------------|----------------------------------------|
| 一 | 事業の名称及び工事名 | かんがい排水事業（農村地域農業構造改善事業）高橋地区<br>用排水路改良工事 |
| 二 | 施行場所       | 三軒町大字高橋及び吉田地内                          |
| 三 | 工事の概要      | 延長八二一〇メートル<br>鉄筋コンクリート角フリューム布設         |
| 四 | 事業費        | 二〇二〇〇〇〇円                               |
| 五 | 事業の実施方法    | 請負                                     |
| 六 | 工事の時期      | 昭和五十六年度                                |